

十八軒青年会 2019 年 8 月度 定例会

2019 年 8 月 3 日（土曜日）
みかわや

報告事項

- 7 月 10 日(水) 19:00 発展の会
7 月 13 日(土) 小島 盆踊り
7 月 20 日(土) 七軒 盆踊り
7 月 27 日(土) 棒茅場 盆踊り
十八軒 盆踊り

協議事項

1. 外郭団体規約が議論されずに決定されそうです

【自治会外郭団体について】

1) 外郭団体の定義

- ・ 自治会が自治会の外に設立する団体
- ・ 自治会の中に設立するよりは、自治会の外に「専門的な人材」を集めて事業を実施することが、事業の効率的運営ができるとして設立した団体。
- ・ 外郭団体の活動費は自治会が支出する。

2) 外郭団体の条件

- ・ 自治会の管理・監督下にあること。
- ・ 事業計画、予算計画は自治会の承認を受けること。
- ・ 事業報告、決算報告は自治会の承認を受けること。また、自治会の監査を受けること。
- ・ 役員選任は、自治会の承認を受けること。（利益相反行為の防止等。）
- ・ 外郭団体の条件等は会則に記載し、会則等の変更は自治会の承認を受けること。
 - ★ 消火隊が該当（専門的な人材？）
 - ★ 寿会、青年会、婦人部は専門的な人材ではない

【自治会協力団体】

1) 外郭団体の定義

- ・ 国、都など公的機関が設立または国、都等公的機関の監督下にある団体
- ・ 地域社会活動に実績があり、自治会活動を理解し、信頼・協力関係を維持できる団体
- ・ 自治会が協力団体として承認した団体。承認期間は 2 年とする。

2) 協力団体の内、助成対象団体の条件

- ・ 自治会との信頼関係を制約し、協力する内容を協定すること。協定期間は原則 1 年とする。
- ・ 自治会に事業報告、決算報告をすること。また必要に応じて自治会が監査することができる。
- ・ 自治会の助成金の使途は活動費に限ること。
- ・ 役員選任に関しては、利益相反にならないように、事前に自治会との協議をすること。
 - ★ 消火隊、寿会、青年会、婦人部は「地域社会活動」に実績はある

【その他団体】

1) その他団体の定義

- ・ 地域社会活動等の実績が 10 年以上あって、自治会への協力実績がある団体。

- ・ 自治会活動を理解し、信頼・協力関係を維持できる団体。
- ・ 自治会が承認した団体。承認期間は1年とする。

2) その他の団体の内、助成対象団体の条件

- ・ 自治会との信頼関係を誓約し、協力する内容を協定すること。協定期間は1年とする。
- ・ 自治会に事業計画、予算計画、事業報告、決算報告をすること。また、自治会が監査することができること。
- ・ 自治会の助成金は団体の一般会計と区分して会計、決算を行うこと。
- ・ 自治会の助成金の使途は活動費に限ること。
- ・ 団体の総会で、自治会の発言権を認めること。
- ・ 役員選任に際しては、利益相反行為にならないように、事前に自治会と協議すること。

★ 消火隊、寿会、青年会、婦人部は「10年以上の活動実績」「自治会への協力実績」はある

* 3つの団体分類に、消火隊、寿会、青年会、婦人部がどのように分類されるかは不明

2. 宇喜田十八軒区民消火隊放水訓練：8月11日(日曜日) 宇喜田公園
3. 平井小松川青年部連絡会主催「青年カーニバル」模擬店手伝い：8月18日(日曜日) 連絡会から依頼あり
4. 葛西青年部連絡会理事会：8月28日(水曜日) 葛西事務所会議室 葛西まつりとボーリング大会について
5. 宇喜田・小島地区 区民運動会：9月22日(日曜日) 第六葛西小学校
6. 自治会定例役員会：8月25日(日曜日)

Facebook

<https://www.facebook.com/juuhachiken.seinenkai>



青年会定例会 9月7日(土) 20:00 みかわや

以上